

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(5) 米の計画的生産継続支援事業

支援内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響で今年産（令和2年産）の米価が下がった場合、米の計画的生産の協力者に対し、米価が下落した場合の支援金（補填金）として、主食用水稲1俵に対し昨年との価格差の1/2（上限500円）を支給する。
対象者	営農計画書を提出した者で、令和2年度に次のいずれかに該当するもの ①需要に応じた米の計画的生産実施者 ②水田活用の直接支払い交付金対象者又は備蓄米取組者 ③認定農業者 ④認定新規就農者 ⑤人・農地プランの中心となる経営体等
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・営農計画書 ・振込先の金融機関口座が確認できるもの
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市農林部農業振興課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 受付期間：8月下旬～令和3年2月28日（日）
問い合わせ先	津山市農林部農業振興課 （電話）0868-32-2079
備考	